

アクティブシニア懇親会 第1部

シニア向けお役立ち情報 (人生100年時代に向けた準備)

2025年10月5日

パナソニック松愛会 兵庫西支部

I. 詐欺に遭わないために

- (1) こんな手口に気をつけて!
- (2) 自動通話録音機の無償配付

2. 行政サービスのご紹介

お住まいの各市町における60歳以上の高齢者
向け行政サービスや施策の概要

3. 相続のお役立ち情報

- (1) 主な手続きの流れとタイムリミット
- (2) 相続人の調査・特定
- (3) 相続財産の調査・特定
- (4) 遺産分割・名義変更
- (5) 本やCDの整理

I. 詐欺に遭わないために

(I) こんな手口に気をつけて! (西田さんによる実演)

①消費生活センター専用ダイヤル「188」

「いやや」って覚えてください。

消費トラブルや詐欺に遭った時や不審な電話があった時などにかけてください。

電話すると「郵便番号がわかれば1を、そうでなければ2を押せ」って案内があり、
もよりの消費生活センターへ繋がります。

②緊急ではない時の「警察の相談窓口」電話 「#9110」

「クイック110番」って覚えてください。

悪質商法、近隣のトラブル、警察に相談したい悩みなど、何でも相談できるそうです。
もちろん緊急の時(暴力や居座りなど)には「110番」へ電話してください。

③「NHK stop詐欺被害」 <https://news.web.nhk/shutoken/stop-sagi/>

NHKが詐欺事例について毎日のように発信しています。

次々と「特殊詐欺の新しい手口」が発生していますので、必見のページです。

④救急医療相談の電話窓口「#7119」

「ナース119番」って覚えてください。

体調不良だけど、「救急車を呼ぶかどうか迷った時」に電話してください。

医師や看護師がアドバイスをしてくれます。

(2) 自動通話録音機の無償配付 (兵庫県HPより)

①対象者；兵庫県内に居住する以下の要件を満たす方

- ・原則、65歳以上の高齢者のいる特殊詐欺被害リスクの高い世帯(1世帯につき1台まで)
- ・県内市町や警察署等において、同様の補助・貸付を受けていないこと

②申請方法

申込書に必要事項を記入の上、FAX、電子メール、郵送のいずれかの方法により申請

審査の上、後日、機器を送付

*予算の上限に達し次第、受付を締め切り

③申込先

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会
(兵庫県県民生活部くらし安全課内)





見る YouTube

詐欺電話・迷惑電話から
おじいちゃん おばあちゃんを守ります

動画は[こちらから](#)

(兵庫県HPより) 4

特殊詐欺から身を守る

外付録音機

申請受付中



自宅の電話機に特殊詐欺対策をしませんか？

兵庫県内の特殊詐欺認知件数・被害額ともに過去最多(令和6年)を更新。

特殊詐欺の約6割が固定電話へのアプローチから始まります。

固定電話に設置することで電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話内容を録音する自動通話録音機を無償で配付します。

対象者

兵庫県内に居住する以下の要件を満たす方

- 原則、65歳以上の高齢者のいる特殊詐欺被害リスクの高い世帯（1世帯につき1台まで）
- 県内市町や警察署を含む同様の補助・貸与を受けていないこと

申請方法

裏面の申込書に必要事項を記入の上、FAX、電子メール、郵送のいずれかの方法により「ひょうご地域安全まちづくり推進協議会」まで申請してください。審査の上、後日、機器を送付します。

予算の上限に達し次第、受付を締め切ります。

注意事項

- 黒電話等の電話線の取り外しができないものには設置できません。
- 既設の「緊急通報システム」等併用できない機器があります。
- ビジネスフォン、ナンバーディスプレイ、インターホン等、電話機能や回線によっては設置できない場合があります。
- 電気代は設置された方の負担となります。
- 録音機が故障した場合、保証期間外の修理・交換等に係る費用は、設置された方の負担となります。
- 転貸および売却等はできません。

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

(兵庫県くらし安全課内)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

④ 078-362-3163

④ 078-362-4465

tokushusagi@pref.hyogo.lg.jp



令和 年 月 日

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

自動録音装置配付 申込書

◆ 申し込み先

- FAX 078(362)4465
- メール tokushusagi@pref.hyogo.lg.jp
- 郵送 〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県くらし安全課内
ひょうご地域安全まちづくり推進協議会 宛

申し込みをされる方	
対象者氏名 (申請者氏名)	
住 所 (機器設置場所)	
連 絡 先 (電話番号)	※機器設置電話番号【必須】 (自宅) : _____ (携帯) : _____
生 年 月 日 (年齢)	年 月 日 生まれ ()歳
同様の補助等による受領有無	有 · 無

上記の内容について、相違ありません。

また、表面記載の記載事項等について同意するとともに、配付を受けた機器を転売・譲渡しないことを誓約します。

記名欄 _____

※事務局記入欄 シリアルナンバー : _____
配付日 : _____

(兵庫県HPより)

2. 行政サービスのご紹介(兵庫西支部HP)

(I) 内容

会員在住の28市町村の60歳以上の高齢者向け行政サービスや施策概要と、各サービスへのURLを抽出・分類し、作成

- ①相談
- ②生きがい・交流活動
- ③在宅
- ④入所
- ⑤特殊詐欺対策
- ⑥健康

(2) どんなものか見てみましょう

①スマホから



「会員のページ」



「お役立ち情報の
ページ」



シニア向けお役立ち情報
兵庫西支部地区の行政サービス

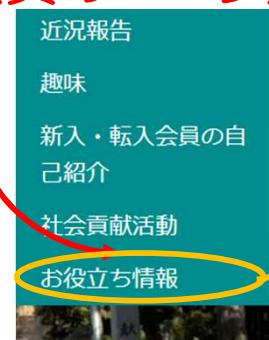
2024年12月時点での情報です

②パソコンから

<https://www.shoai.ne.jp/hyogo-west/>



「会員のページ」



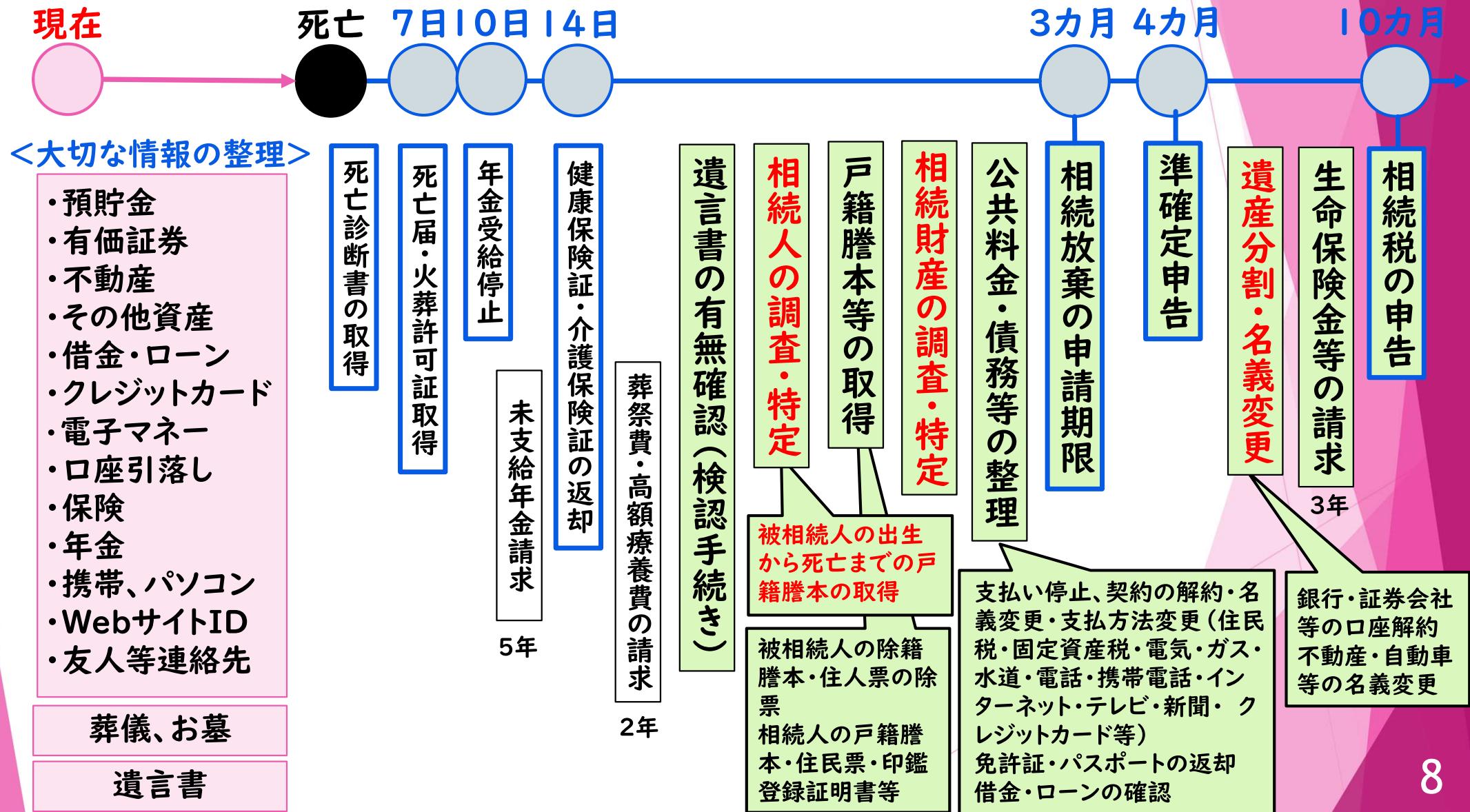
「お役立ち情報の
ページ」



シニア向けお役立ち情報

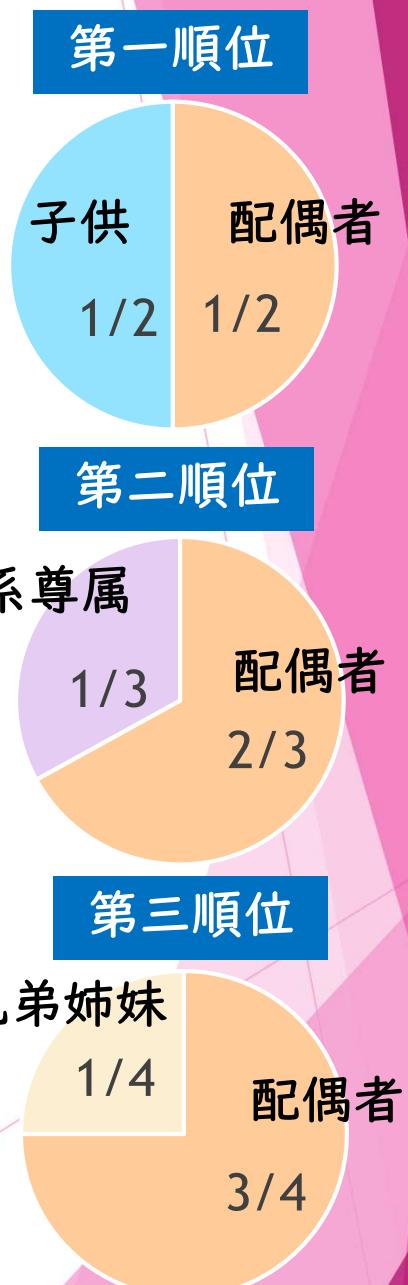
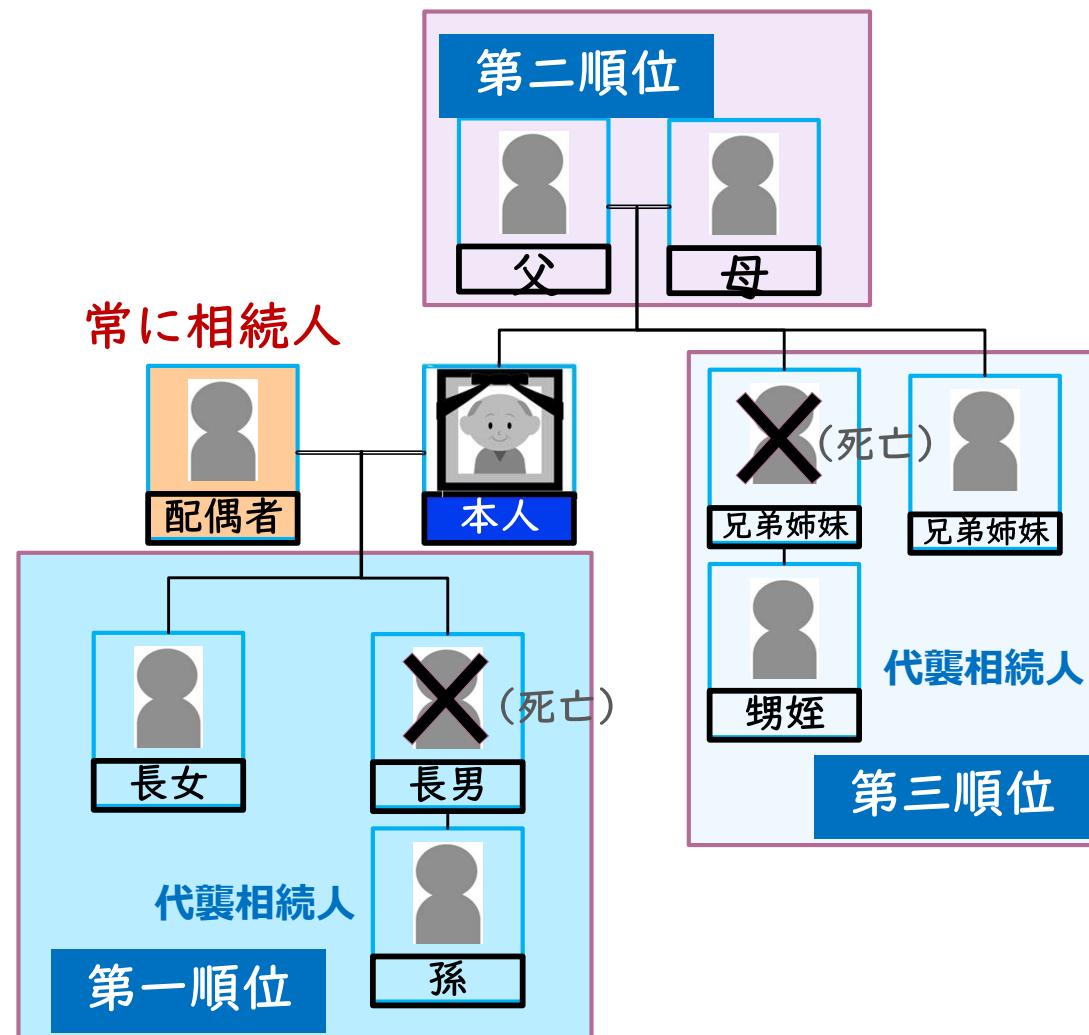
3. 相続のお役立ち情報

(I) 主な手続き等の流れとタイムリミット

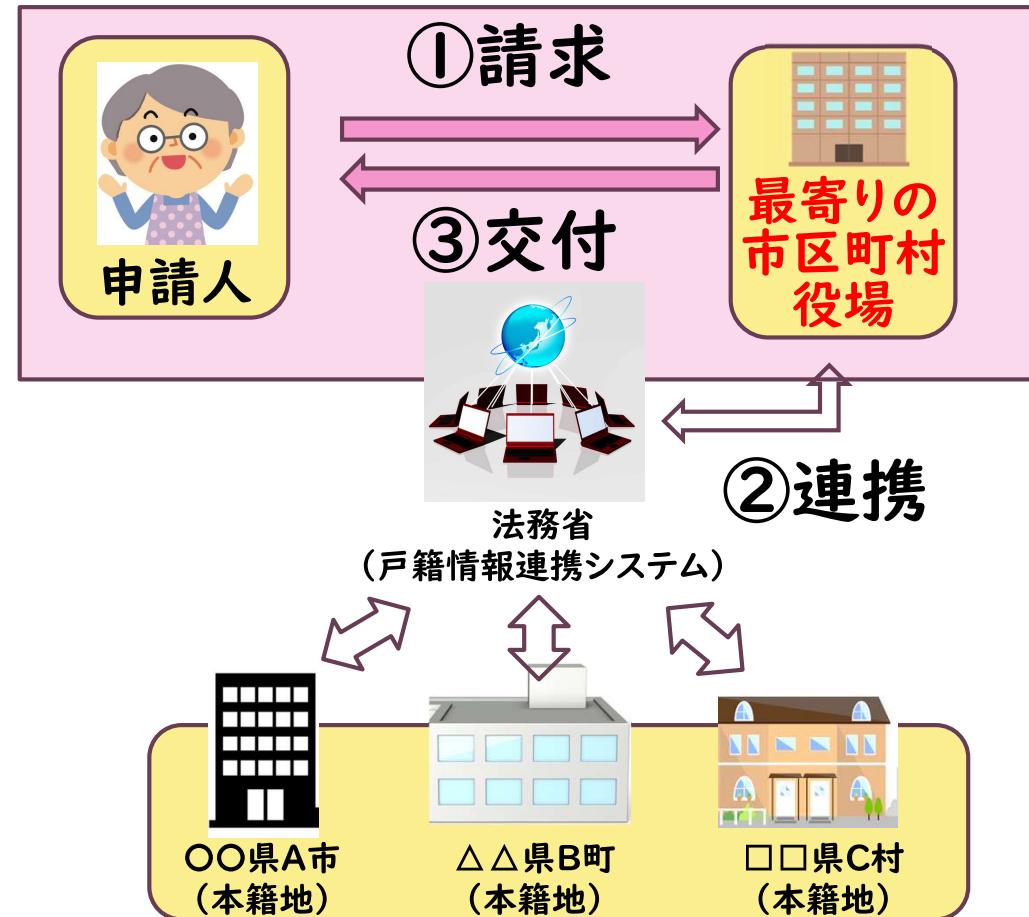


(2) 相続人の調査・特定

法定相続人と相続順位、相続割合 (遺言書がない場合)



法定相続人の確定＝被相続人の出生から死亡までの戸籍の収集が大変→戸籍の広域交付を利用しましょう！



- ・本人、配偶者、父母や祖父母などの直系尊属、子や孫などの直系卑属に限定
(兄弟姉妹、またはおじやおばなどの戸籍謄本を請求できない)
- ・郵送や第三者による請求はできない
- ・対象外の戸籍；戸籍抄本や除籍抄本、戸籍の附票、コンピューター化されていない戸籍
- ・市町村によっては、予約必要
- ・持参書類；顔写真入りの本人確認書類、(認印)

(3) 相続財産の調査・特定

相続財産とは

相続財産に含まれるもの

プラスの財産	マイナスの財産
不動産と不動産上の権利	負債
現金・有価証券	税金関係
動産	その他
その他（電話加入権、著作権など）	

相続財産に含まれないもの

被相続人の一身専属権

（他の人には有することができない権利）

生命保険の保険金等（受取人固有の財産）

祭祀に関する権利

（通常の相続ルールでは分配されない祭祀関係の権利）

・みなし相続財産

亡くなった日には被相続人が財産として持っていたなかったものの、被相続人の死亡を原因として相続人がもらえる財産

***死亡保険金、死亡退職金（非課税限度額は「500万円×法定相続人数」）**

デジタル遺産は、紙に記録して残しましょう！

- ①スマホ
ログインパスワード
- ②パソコン
ログインパスワード
- ③ネット銀行やネット証券、通帳アプリ
銀行名、支店名、口座番号、ID・パスワード
- ④サブスクなどの課金サービス
一覧表
- ⑤暗号資産
取引している資産、ログイン方法
- ⑥電子マネー
一覧表
- ⑦メル友等の連絡先、遺影写真データ

(4) 遺産分割・名義変更

相続手続きが多い場合は、

「法定相続情報証明書」の取得がお勧めです！

- 何枚でも無料
- 戸籍謄本等の原本の代わりに、
相続登記の申請手続のほか、
被相続人名義の預金の払戻し、
株式の名義変更、相続税の申告、
被相続人の死亡に起因する年金
等の手続などに使えます（原本
の郵送が必要な場合でも、返却
を待たずに他の手続ができます）



●法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出の手続に当たって、用意していただく必要のある書類

(注) 同一の申出人が、同一の登記所に対して同時に2件以上の申出を行う場合において、以下の必要書類のうち各申出に共通する書類については、1通のみ提出いただくことで差し支えありません。

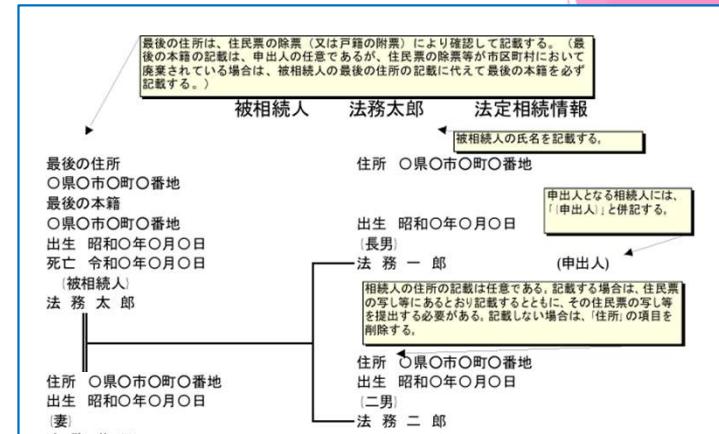
～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
①	✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
②	✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を用意してください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
③	✓ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください（被相続人が死亡した日以後の証明日のものが必要です。）。	各相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
④	✓ 申出人（相続人の代表となる者）の名・住所を確認すること 具体的には、以下に例示。（※1） ◆ 運転免許証の表裏両面のコピー ◆ マイナンバーカードの表面の写し ◆ 住民票記載事項証明書（住民票） ※1 上記以外の書類については、 ※2 原本と相違がない旨を記載して下さい。		

(注) 被相続人の兄弟姉妹が法定相続人となるときなど、添付が必要な場合があります。

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
⑤	✓ （法定相続情報一覧図に記載する書類） 各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し）（※） 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意によるものです。 ※ 各相続人の印鑑証明書や戸籍の附票でも代用できます。	各相続人の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑥	✓ （委任による代理人が申出の手続をする場合） ⑥-1 委任状 ⑥-2（親族が代理する場合）申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本（①又は③の書類で親族関係が分かることは、必要ありません。） ⑥-3（資格者代理人が代理する場合）資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等	⑥-2について、市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑦	✓ （②の書類を取得することができない場合）被相続人の戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなどして取得することができない場合は、被相続人の戸籍の附票を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>



法務局への申請手続きが必要です

- (1) 被相続人の本籍地
- (2) 被相続人の最後の住所地
- (3) 申出人の住所地
- (4) 被相続人名義の不動産の所在地

報一覧図の保管及び交付の申出書

月 日 年 月 日

の結果 ()

関係 □法定代理人 □委任による代理人

利 用 目 的 □不動産登記 □預貯金の払戻し □相続税の申告
□窓口での取扱い ()

必要な書類の通数・交付方法 通 () □窓口で受取 () □郵送 ()

被相続人名義の不動産の有無 □有 () □無 ()

申出先登記所の種別 □被相続人の本籍地 □被相続人の最後の住所地
□被相続人の戸籍の附票 ()

上記被相続人の法定相続権一賃固を別個のとおり提出し、上記諸の一賃固の写しの交付を郵便手紙にて受け取る旨の申出とし、その他の用意には使用しません。

申出の日から3ヶ月以内に一賃固の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。

(地方) 法務局 支局・出張所 県

※受領確認書類(不動産登記法第247条第6項の規定により差し支えする書類に限る。)
戸籍(個人) 全部事項証明書 () 除籍事項証明書 () 戸籍謄本 ()
除籍謄本 () 改製原戸籍謄本 () 戸籍の附票の写し ()
戸籍の附票の除票の写し () 住民票の写し () 住民票の除票の写し ()

受取		
受取人		
確認 1	確認 2	スキャナ用
交付	受取	

(法務省HPより)

スマホの解約は、諸手続き終了後に！

- ・ワンタイムパスワードの受信
- ・電子マネー
- ・故人の友人等への連絡手段

その他

- ・郵便物の確認（特に債務）
- ・マイナンバーカードは返却不要
- ・死亡診断書は必ず数枚コピー
- ・住民税、固定資産税に注意
- ・未支給年金の請求
- ・高額療養費の請求

- * 三井住友信託銀行セミナーの検討中（松愛会事務局経由）
 - ・円滑な相続対策、これからの財産管理、人生100年時代の終活について

(5) 本やCDの整理

→みんなで“AKARI”アクションリサイクル募金に!



読み終えた

本・不要品等で募金ができます



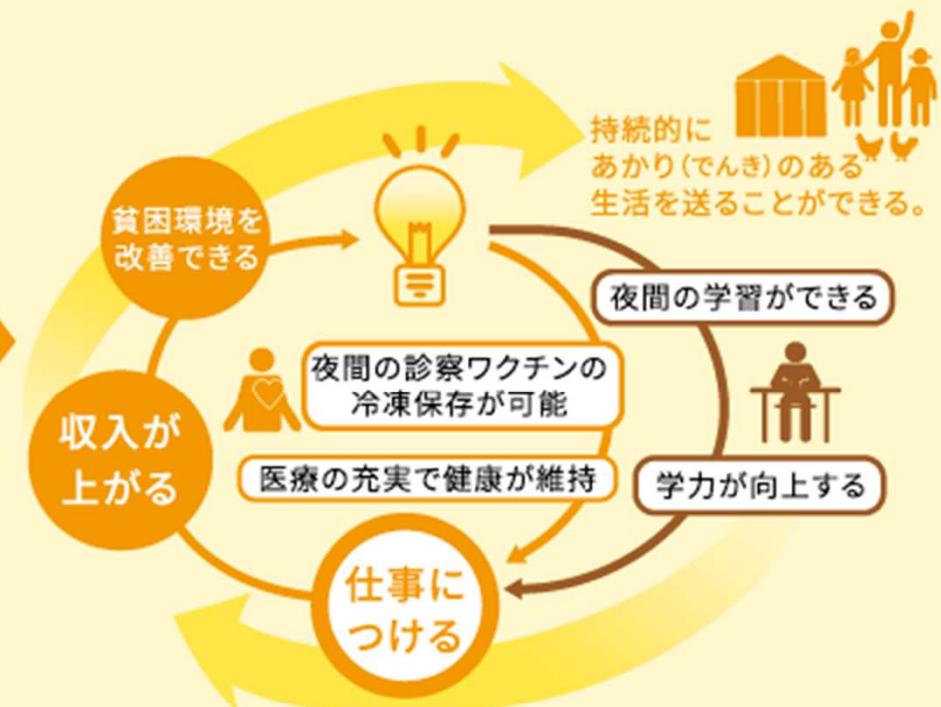
ご寄付は無電化地域であり
がないことによる社会課題
の解決に役立てられます。



リサイクルの新しい選択肢



再生可能エネルギーの “あかり”がもたらすくらしの変化



*どうしても値段がつけられなかった本

- ・可能な限りリサイクル
- ・福祉施設や幼稚園などに寄付をし、再利用



動画は[こちらから](#)

